

平成26年度 ごみ収集カレンダー

可燃物は、組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」で出してください。
資源物は、「中身の見える袋」または、「不燃物分別袋」で出してください。

分別区分	11区分の分別排出をしましょう。
可燃物	・生ゴミ、紙くず
金物類	・空き缶、中身を使い切った物等。 ・スプレー缶には、穴を開けてください。
プラスチック類	・汚れたものは、洗って乾かしてください。 ・「マークあり」、「マークなし」の記入をして、別々の袋で出してください。※裏面参照 ・袋に入る大きさに砕いてください。 ・「マークあり」を蓋せないでください。
ガラス類	・空き瓶、せともの、キャップ、フタを外してください。
ペットボトル	・PET ・キャップ、ラベルは、「マークあり」へ ・洗って乾かしてください。
白色トレイ	・白つぎ(化繊)トレイは「マークあり」へ ・洗って乾かしてください。
地域集積所では回収できないもの	・蛍光灯 ・乾電池 ・古紙類 ・小型家電

収集するごみは一般家庭のものだけです。
 事業系一般廃棄物・多量ごみ・粗大ごみは、清掃センター・リサイクルセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託してください。

可燃物 収集日は水・土曜日です

4月～9月の収集日

分別区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
金物類	月	28	26	23	28	25	29
プラスチック類	月	7 21 1(木)	19 2 16 7 22(火)	4 18 1 22			
ガラス類	月	14	12	9	14	11	8
ペットボトル・白色トレイ	水	16	21	18	16	20	17
土・日曜日一般搬入受付日	土	5 19	17 7 21 5 19	2 16 6 20			
	日	13 27	11 25 8 22	13 27	10 24	14 28	

10月～3月の収集日

分別区分	月	10月	11月	12月	平成27年	1月	2月	3月
金物類	月	27	25(火)	22	26	23	23	
プラスチック類	月	3(金)	20 10 17 1 15 5 19	2 16 2 16				
ガラス類	月	6	11(火)	8	13(火)	9	9	
ペットボトル・白色トレイ	水	15	19	17	21	25	18	
土・日曜日一般搬入受付日	土	4 18 1 15 6 20	17 7 21 7					
	日	12 26 9	14 28 11 25 8 22	8 22				

※必ず収集日当日の朝8時までに出してください。
 ※袋が守られていないもの、分別ができていないものは収集しません。
 ※1回に出す袋の数は、3袋までを目安としてください。
 ※祝日・振替休日も収集をしています。(日曜日は収集しません)
 ※ごみを出す場所は地域のみならずで決められた集積所です。出す場所がわからない方は、近所の方にお尋ねください。
 ※この地区年末の可燃物の収集は12月27日(土)で終了です。
 ※この地区年始の可燃物の収集は1月7日(水)からです。

勝俣・白井・坂部・道場
 勝岡田・牧之原 地区

直接搬入する場合

搬入できる時間

月曜日～金曜日	8:30～12:00 13:00～16:00
土曜日(第1・3)	8:30～12:00
日曜日(第2・4)	8:30～12:00 13:00～15:00

搬入に「住所」・「氏名」・「ごみの種別」を申告してください。

祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日)は、清掃センター・リサイクルセンターへ搬入できません。
 ※年末最終受付は、12月28日(日)になります。

搬入先
 可燃物 ⇨ 清掃センター(牧之原市稲江6664番地3)
 資源物 ⇨ リサイクルセンター(牧之原市坂部1615番地3)

処理手数料

一般家庭ごみ	10kgごとに51円
事業所、事業系ごみ	10kgごとに154円

※計算により算出された金額の10円未満は切捨てとなります。
 ※カレンダー裏面に、プラスチック類・ペットボトル・白色トレイの出し方、パソコン・家電4品目の処分方法、センター搬入時等注意事項、両センター案内図が明記してあります。
 ※両センターへ搬入される際は、左表の分別区分ごとに分別して、搬入してください。

粗大ごみ 一斗缶以上の大きさのもの

搬入できないものや解体(可燃物・資源物に分別)を必要とするもの(ベッド・ソファ・マットレス等)もありますので、不明な点は事前にご連絡ください。

清掃センター 24-0530
 リサイクルセンター 29-0425
 牧之原市環境課 53-2609
 吉田町牧之原市広域施設組合
 ホームページアドレス
<http://www.yoshida-makinohara-kouiki.jp>

プラスチック類の出し方について

- **プラマークの付いている商品について(プラマークをしっかり確認してください)**
 - ・プラスチック類の収集日(月2回)に中身の見える袋で、「マークあり」と記入して決められた集積所へ出してください。
 - ・汚れたものは洗って乾かしてから出してください。
- **プラマークの付いていない商品について**
 - ・プラスチック類の収集日(月2回)に中身の見える袋で、「マークなし」と記入して決められた集積所へ出してください。

ペットボトル・白色トレイの出し方について

- **「PET」(ペットワン)のマークが付いている商品について**
 - ・ペットボトルの収集日(月1回)に中身の見える袋で、決められた集積所へ出してください。
 - また、「キャップ」と「ラベル」は取り外して、「(ボトル)だけにして出してください。」
 - ※取り外した(キャップ)と(ラベル)は、プラスチック類の「マークあり」として出してください。
- **白色トレイとして出せる商品について**
 - ・白色トレイの収集日(月1回)に中身の見える袋で、決められた集積所へ出してください。
 - ※色付きのトレイ、納豆の容器、発砲スチロールは、プラスチック類の「マークあり」として出してください。

パソコンの処分方法について

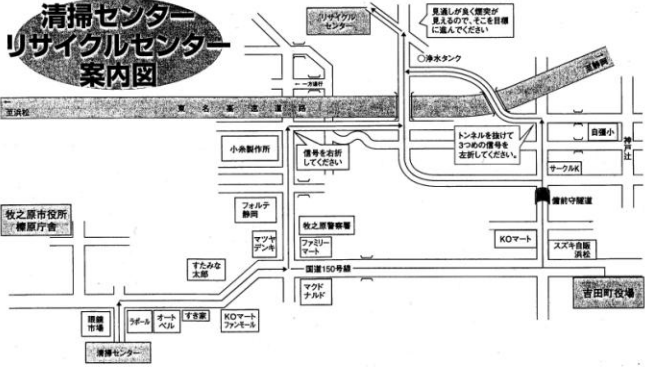
・パソコンは、資源有効利用促進法に基づき、製造メーカー等によって回収し、資源化することが義務づけられているため、リサイクルセンターでは処分ができません。搬入は出来ません。詳細については、一般社団法人パソコン3P推進協会にお問い合わせください。
 ホームページ (<http://www.pc3r.jp/>)
 対象となる機器は、パソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコンです。なお、ワープロ専用機やプリンター、スキャナー等の周辺機器はリサイクルセンターに搬入出来ます。

家電4品目の処分方法について

- ・家電製品のうち、テレビ等の4品目は家電リサイクル法に基づき、廃棄する人がリサイクル料金を負担し、資源化することが義務づけられています。
 - ※対象品目
 - 1 エアコン(室外機を含む)
 - 2 テレビ(ブラウン管型、液晶型、プラズマ型)
 - 3 冷蔵庫、冷凍庫
 - 4 洗濯機、衣類乾燥機
- 上記のものを処分する場合には、購入先やお近くの家電販売店にお問い合わせください。

センター搬入時注意事項

- **両センター共通事項**
 - ・出来る限り、分別をして搬入してください。
 - ・搬入出来るものは、一般廃棄物だけです。産業廃棄物は搬入出来ません。
- **清掃センター搬入時**
 - ・積載量2トン以下の車両で搬入してください。(事故防止のため)
 - ・枝木は、目安として長さ1m以下、直径20cm以下に切断して搬入してください。
 - ・竹は、目安として30cm以下に切断して、搬入してください。
 - ・ゴムホース・ロープ等は目安として30cm以下に切断して、搬入してください。(農業用ホース等は、購入先や専門業者に処分を依頼してください)
 - ・量は、一度に8畳までです。必ず半分以下に切断して搬入してください。
 - ・木製の家具等を搬入する場合は、可能な限り解体して搬入してください。
 - ・ガラス・金属等が付いている物は、外してください。
 - ・茶巾用袋は、搬入出来ません。(購入先や専門業者に処分を依頼してください)
 - ・白は、細かく砕いてから搬入してください。
 - ・新聞、雑誌、段ボール等の古紙は、リサイクルセンターに搬入してください。(油の染み込んだものや、腐ったものは清掃センターに搬入してください)
 - ・焼却が必要な書類ごみは、綴り紐やファイル等を外してから搬入してください。
- **リサイクルセンター搬入時**
 - ・缶類は、中身を空にしてください。
 - ・スプレー缶は、ガス抜きしてから搬入してください。
 - ・ビン類は、フタを取って中身を空にしてください。
 - ・バイクは、排気量に関係なく搬入出来ません。(購入先等に問い合わせください)
 - ・パソコンは、資源有効利用促進法により、搬入出来ません。
 - ・家電4品目以外の家電製品は、直接リサイクルセンターに搬入してください。



ごみ処理手数料改正のお知らせ

～ごみ処理手数料を平成 26 年 4 月 1 日から改正いたします。～

清掃センター及びリサイクルセンターでは、消費税率の引き上げに伴い、電気代、燃料代等、ごみ処理費用の増額が見込まれることから、以下の内容について改正いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ごみ処理手数料

区 分	改 正 後	改 正 前
一般家庭ごみ	10kg まで毎に 51 円	10kg まで毎に 50 円
事業所、事業系ごみ	10kg まで毎に 154 円	10kg まで毎に 150 円

※計量により算出された金額の 10 円未満は切捨てとなります。

搬入料金の一例

一般家庭ごみ

重 量	改正後	改正前	差 額
10kg の場合	50 円	50 円	0 円
50kg の場合	250 円	250 円	0 円
100kg の場合	510 円	500 円	10 円
500kg の場合	2,550 円	2,500 円	50 円
800kg の場合	4,080 円	4,000 円	80 円

事業所、事業系ごみ

重 量	改正後	改正前	差 額
20kg の場合	300 円	300 円	0 円
50kg の場合	770 円	750 円	20 円
500kg の場合	7,700 円	7,500 円	200 円
1,500kg の場合	23,100 円	22,500 円	600 円
3,000kg の場合	46,200 円	45,000 円	1,200 円

家電 4 品目の処理 (運搬) 手数料

区 分	改正後	改正前
テレビジョン	3,290 円	3,200 円
エアコンディショナー	3,490 円	3,400 円
電気冷蔵庫	4,010 円	3,900 円
電気洗濯機、衣類乾燥機	3,080 円	3,000 円

※事前に郵便局でリサイクル券の購入が必要となります。

〈お問い合わせ先〉

吉田町牧之原市広域施設組合

清掃センター 電話 24-0530